

<p>○ 随意契約の相手方の決定 ○ 令和元年度製菓衛生師試験の実施</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>生活衛生課 税務課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

令和元年5月7日 岡山県公報 第12089号

〔二七一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和元年五月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一、二一、九九七、五三四円（うち消費税額及び地方消費税の額九、〇三六、八五四円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和元年5月7日 岡山県公報 第12089号

〔一七二〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号）第四条第一項の規定による令和元年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和元年五月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和元年八月十六日（金曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関すること。
- ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五

1（6）において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したものの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、令和元年六月十日（月曜日）から同月十七日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同月十日（月曜日）から同月十七日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。ただし、平成三十年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）
一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成三十年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 令和元年九月十八日（水曜日）九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、六1の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。